

府営住宅退去者等滞納対策にかかる債権回収整理業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、大阪版市場化テスト事業として、平成22年度より府営住宅の滞納家賃等のうち、退去後の滞納家賃等債権の回収及び整理を外部委託しています。平成25年10月には解約後の滞納駐車場使用料(入居中も含む。)を追加し、今回から府営住宅賃貸借契約解除後の損害金を追加し、より一層の債権回収を図るとともに、大阪府の適正な債権管理に資するため債権整理・分類業務を実施するものです。

業務内容は、退去後の滞納家賃等又は解約後の滞納駐車場使用料の回収及び整理業務であり、債権回収にあたっては、民間事業者の専門的かつ高度な知識及び豊富な経験に基づくノウハウによる効率的・効果的な債権回収スキームの創造が求められます。また、債権整理については専門的知見のもと回収不能な債権を整理・分類し、大阪府の債権管理を支援するものです。

よって、本業務をより効率的・効果的に実施するため、民間事業者の知識やノウハウ等を活用すべく、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 府営住宅退去者等滞納対策にかかる債権回収整理業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、低額所得者を対象とした住宅施策として低廉な家賃で提供している府営住宅において、滞納したまま退去又は解約した滞納者を対象に滞納家賃等及び滞納駐車場使用料の督促等を実施し、効率的かつ効果的な債権の回収及び整理を行うものです。

(2) 委託予定債権

ア 退去滞納者の滞納家賃等にかかる債権

① 滞納家賃等にかかる債権のうち、滞納者の所在が判明している債権

〔件数及び金額〕 3, 220件 1, 221, 891千円(平成28年6月18日現在)

② 滞納家賃等にかかる債権のうち、滞納者の所在が不明な債権(なお、委託後所在不明と判明した債権も含む。)

〔件数及び金額〕 639件 438, 177千円(平成28年6月18日現在)

③ 滞納家賃等であり、かつ、滞納者が死亡している債権(なお、委託後死亡と判明した債権も含む。)

〔件数及び金額〕 346件 204, 010千円(平成28年6月18日現在)

④ 駐車場解約者の滞納駐車場使用料にかかる債権

〔件数及び金額〕 1, 517件 115, 264千円(平成28年6月10日現在)

イ 委託後新たに発生した上記アの債権については、毎月、大阪府から受託者へ委託する。

(3) 業務の内容

① 督促等

滞納者へ督促状を送付
電話・訪問等による入金案内

② 支払交渉

- 債務の説明、支払督促、分納相談等
 - ③ 保証人への督促及び支払交渉
 - ④ 所在不明者の所在調査、名義人死亡の場合の相続人調査
 - ⑤ 債権整理
- 回収困難な事例の今後の回収方針及び整理並びに管理

(4) 回収率

委託予定債権総額に対する回収率（年率）を提案していただきます。

ただし、提案する回収率（年率）は3.4%以上とします。提案がない場合又は3.4%を下回る回収率を提案した場合は、本業務の受託予定者選考から除外します。

なお、受注者に対して、回収率（年率）に応じ、次のとおり、委託料の減額や業務改善要求等を行います。

詳細については、仕様書をご覧ください。

① 受注者が自ら提案した回収率（年率）を下回った場合には、大阪府は委託料を四分の三に減額して受注者へ支払います。

また、受注者は自ら業務改善を行い、その内容を大阪府に報告していただきます。

② 受注者の回収率（年率）が3.4%を下回った場合には、大阪府は受注者に対して、さらなる業務改善を要求します。

③ 受注者が、自ら又は大阪府からの業務改善要求に伴う業務改善を実施しない場合、または業務改善後も受注者が自ら提案した回収率（年率）以上の回収率を達成できない場合は、この契約を解除することがあります。

(5) 委託料

委託料は回収額に対する成功報酬制（消費税を含む）とし、成功報酬率を提案していただきます。ただし、提案する成功報酬率は25.2%以下とします。提案がない場合又は25.2%を超える成功報酬率を提案した場合は、本業務の受託予定者選考から除外します。なお、支払方法等の詳細については、仕様書をご覧ください。

2 スケジュール

平成28年	8月10日（水）	公募開始
平成28年	8月19日（金）	説明会開催
平成28年	8月31日（水）	質問受付締切
平成28年	9月12日（月）	提案書類提出締切
平成28年	9月21日（水）	選定委員会
平成28年10月	1日（土）	契約締結
平成28年10月	1日（土）	業務開始
平成31年	9月30日（月）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による連合体であること。なお、連合体で参加するものにあつては、(2)～(12)について構成員全員が該当すること。（※（1）は連合体の代表者が有していればよい。）

- (1) 参加者は、弁護士（弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）若しくは、弁護士法第30条の2に規定する弁護士法人（以下同じ。）であること。
- (2) 弁護士法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までに規定する懲戒処分を現に受けていないこと。
- (3) 委託仕様書に記載している業務の適切な実施が可能であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動の目的としていないこと。
- (5) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (8) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (9) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (11) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(5)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(5)キに掲げる者

を除く。)でないこと。

- (12) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間及び受付期間

平成28年8月10日（水）から平成28年9月12日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課収納促進グループ
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎26階）
電話番号：06-6941-0351（内線4353）

ウ 配布方法

上記イで配布するほか、経営管理課ホームページ
http://www.pref.osaka.jp/jutaku_kikaku からダウンロードできます。
（※郵送による配布は行いません。）

エ 提出方法

必ず上記イの受付場所に持参してください。
（※郵送による提出は認めません。）

オ 費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 応募申込書 【様式1：原本1部、コピー10部】

イ 企画提案書 【様式2：原本1部、コピー10部】

- (1) 事業実施における前提条件
- (2) 所在不明者・相続人にかかる調査業務
- (3) 業務実施
- (4) 委託債権の整理の方法及び管理体制

ウ 回収率に対する提案 【様式3：原本1部、コピー10部】

エ 成功報酬率に対する提案 【様式4：原本1部、コピー10部】

オ 類似業務に関する事業実績申告書 【様式5：原本1部、コピー10部】

・（連合体で参加の場合）

- ①連合体届出書 【様式6：1部】
- ②連合体協定書（写し）【様式7：1部】
- ③委任状【様式8：1部】
- ④使用印鑑届【様式9：1部】

- カ 誓約書（参加資格関係）【様式10：1部】
- キ 定款又は寄付行為の写し【1部】（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本【1部】
- ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書【1部】
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 被保佐人、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明【1部】
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 「成年後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書【各1部】（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し【1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分】
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- サ 弁護士会に所属している証明書【1部】
- シ 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。）【1部】
- ス 障がい者雇用状況報告書の写し【1部】
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障がい者雇用状況報告書【様式第11】」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・ 報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- なお、応募書類は本件事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（連合体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類は、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴るとともに、電子媒体

(CD-R等)でも提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

なお、提案事業者名の記載は原本のみとし、コピーには記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

<記入例>

「府営住宅退去者等滞納対策業務」提案書
事業者名 弁護士(法人)〇〇

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正を求める場合等を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

平成28年8月10日(水)から平成28年8月31日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:jutakukeiei@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(3) 質問への回答は、経営管理課ホームページ

(http://www.pref.osaka.jp/jutaku_kikaku/shokai.html)に随時掲示し、個別には回答しません。

6 説明会の開催

(1) 開催日時

平成28年8月19日(金) 午後1時30分から

(2) 開催場所

大阪府咲洲庁舎23階 共用会議室3

(3) 申込方法

電子メール(アドレス:jutakukeiei@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※会場の都合により、出席者は1者につき2名までとします。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(4) 申込期限

平成28年8月18日(木) 午後5時必着

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数の場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

- イ 書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。
プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知します。
プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できません。
- ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中50点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。
- オ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) (審査基準)

審査項目	審査内容	配点
業務実施における前提条件	<p>(1) 配点 10 点 委託業務の効率化と事務処理の向上を図る観点から、委託業務の運営に関する基本的な考え方及びその具体的な実施手法を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務実施に伴うマニュアル作成について基本的な考え方が記述されている。 ・本業務の実施体制、従事予定者数、人員配置についての基本的な考え方が記述されている。(弁護士又は弁護士法人とそれ以外の者が連合体となる場合には、弁護士法第 72 条の規定に違反することがないための基本的な考え方を記載されている) ・本業務従事者研修についての基本的な考え方が記述されている。 <p>(2) 配点 5 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所、法人、連合体において、個人情報保護、法令・守秘義務の遵守のための体制構築をはじめとした取組みを行っている。 ・大阪府が提供する各種情報や資料等の適正な保管及び転用の禁止についての基本的な考え方やその実施手法について記述されている。 	15 点
所在不明者・相続人にかかる調査業務	所在調査や新たに実施する相続人調査の実施体制、実施手法、スケジュールなどを明確にし、調査業務を効果的かつ効率的に実施できる内容となっているかを評価する。	10 点
業務実施	<p>(1) 配点 10 点 督促業務に関する具体的な実施手法について評価する。</p> <p>① 滞納家賃等の督促</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促方法、督促スケジュール ・保証人への請求アプローチの方法及び苦情対応 ・分納交渉、分納誓約、分納履行管理の方法等 <p>② 滞納駐車場使用料の督促</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促方法、督促スケジュール ・入居中の滞納者に対するプライバシーや個人情報保護に配慮した督促方法等 ・分納交渉、分納誓約、分納履行管理の方法等 <p>(2) 配点 5 点</p> <p>① 回収率が低下してきた場合の対応と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収率が低下してきた場合、積極的に回収率を改善する 	20 点

	<p>ような実施体制と実施方法になっている。</p> <p>② 回収困難事例への対応と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在不明な者に対する債権等、督促が困難な債権について、積極的に督促を行うような実施体制と実施手法になっている。 <p>(3) 配点5点</p> <p>応接態度、苦情対応等にかかる業務水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応接態度、苦情対応等にかかる業務水準達成度の調査方法及び業務改善手法が具体的に記述されている。 	
回収率（年率）	<p>本業務にかかる回収率（年率）について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案した回収率（年率）（配点25点） $A = \text{提案した回収率（年率、単位：\%）}$ $\text{配点 } 25 \text{ 点} \times \frac{(A - 3.4)}{3.4} = \text{評価点}$ <p>*上記式により25点以上算出されたとしても配点は25点とする。</p>	25点
成功報酬率	<p>本業務にかかる成功報酬率について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価点は成功報酬率25%以上の提案の場合は、0点とし、成功報酬率15%以下の提案は満点とする。 ・成功報酬率が15%から上がるごとに評価点は減少するものとする。例えば、成功報酬率が15.5%未満の評価点は20点、15.5%以上16%未満の場合は19点とする。 	20点
委託債権の整理の方法及び管理体制	<p>委託債権の整理・管理について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務の実施体制と実施手法が具体的に記述されている。 ・回収困難な事例の今後の回収方針及び整理並びに管理について具体的に記述されている。 	5点
類似業務に関する実績	<p>官公庁や民間における類似業務の実績について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁や民間における類似業務の実績を有し、その業務概要などについて具体的に記述されている。 	5点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を経営管理課ホームページ

(http://www.pref.osaka.jp/jutaku_kikaku/shokai.html) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続き

- (1) 大阪府と契約交渉の相手方に選定された者との間で、採択された提案について詳細を協議し、契約を締結します。
- (2) 上記(1)の協議により、採択された提案内容に変更が生じる場合があります。
- (3) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書【様式12】を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によります。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額によります。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額によります。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額によります。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によります。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額によります。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければなりません。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

(8) 委託料の支払いは、精算払いとします。

9 実施状況のモニタリング

(1) 目的

大阪府営住宅退去者等滞納対策にかかる債権回収整理業務の履行確認、質の維持・向上、府民に対する説明責任等の観点からモニタリングを実施します。

(2) 手法

- ①受託者の自己評価
- ②大阪府による立入検査や事業者へのヒアリング
- ③大阪府による評価
- ④大阪府によるモニタリング審議会への報告

(3) 実施時期

それぞれの年度の半期ごとに1回以上実施します。

(4) 評価結果の公表

モニタリング審議会は大阪府より報告を受けた内容をもとに、必要に応じて大阪府に対して指摘・提言を行った事項について公表する予定です。

(5) 評価結果の活用

評価結果を踏まえ、受託者に対して不備が認められた場合には、大阪府が改善のための指示を行い、受託者に改善をしていただく予定です。

10 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式
応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。
- (2) これらの書類はこのプロポーザルの審査目的以外には使用しません。
- (3) 提案内容は非公開とします。
- (4) 次に該当する場合は、失格とします。
 - ①「提案資格」を満たさなくなった場合、提案資格を満たさないことが判明した場合
 - ②書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (5) 上記(4)により大阪府が損害をこうむった場合は、賠償を請求することがあります。
- (6) 当該要領に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定するものとします。